

# 民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

## 健康診断を受けよう

- \* 受診日 10・11月の月～土曜日です。
- \* 受付「すさき診療所」に直接電話で受付。  
医療機関 医療生協すさき診療所  
電話番号 0889-40-0566
- \* 費用・共済会員は特定検診とセット検診で無料  
市町村国保に加入の方(40歳以上)で、共済会員が、成人病検診を特定検診とセットで検診した場合、補助がありますので、本人負担は、無料となり、お得です。  
・医療生協組合員 7000円  
・組合員以外 9000円
- \* 成人健診以外の検診(追加費用が必要)  
・前立腺ガン検診・骨検診・動脈硬化検診等々。  
詳しくは須崎民商共済会事務局まで。

### お知らせ

\* 19日行動  
10月19日(木)  
午後5時～6時  
新国道ファミ  
リーマート前

**学習会の開催**  
消費税10%  
複数税率・インボイスについて  
須崎地区・四万十地区・佐川越知地区の地区別学習会を開催。  
日程については、通知いたします。

## 消費税 5%に

### 減税してこそ

署名を取ります  
消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願

10%という税率は、決して「薄い」負担ではなく、深刻な景気悪化を招きます。「軽減」の名で実施された複数税率は「区分経理」という過重な事務負担と複雑な納税実務を伴います。免税業者を取引から排除し、かねないインボイス制度は、業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。免税業者とは、売上が一千万円以下。インボイス制度では、例えば、売上が五百万円でも消費税課税業者となることが多くなるでしょう。

### 今週号3面

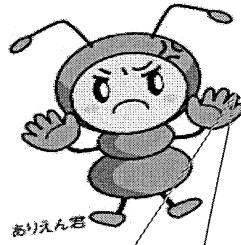
どうなる

見てください!

### 複数税率の 実務④

インボイス

税理士 佐伯和雅さん



仲間同士  
で、しつ  
かり学び  
ましょ  
う。

## 複雑怪奇な「標準税率(10%)」と「軽減税率(8%)」の区別

	8%	10%
野菜や肉、菓子、ジュースなどの 飲料品	○	
酒類		●
コンビニ弁当	○	
レストランなどでの外食		●
コンビニ店内での外食		●
重曹	○	
みりん、料理酒		●
みりん風調味料	○	
肉用の生きた牛		●
食用の生きた魚	○	
ペットフード		●
人間も食べられるペットフード	○	
水道水		●
水道水(飲料用ボトル)	○	
ミネラルウォーター	○	
酒類を原料とした菓子 例: ウィスキーボンボンなど	○	
金箔(食品添加物)	○	
栄養ドリンク(医薬品に該当しない もの 例: オロナミンCドリンク)	○	
栄養ドリンク(医薬品、医薬部外品 例: アリナミンV)		●
果物狩りや潮干狩りの入園料		●
自動販売機のジュースやパン	○	
通信販売による飲料品販売	○	

	8%	10%
飲料品の土産付きバック旅行		●
レストランへの食材提供	○	
セルフサービスの飲食店での食事		●
屋台のおでん屋やラーメン屋 (公園のベンチなどで飲食)	○	
屋台のおでん屋やラーメン屋 (その場で飲食)		●
コーヒーチケット(店内用)		●
コーヒーチケット(持ち帰り用)	○	
回転ずし店での持ち帰り	○	
回転ずし店での飲食後、 食べ残しを持ち帰り		●
フードコートでの飲食		●
列車内の移動販売	○	
列車内の食堂車		●
ホテルのルームサービス		●
ホテル備え付け冷蔵庫の飲料	○	
パーベキュー施設での飲食		●
ケータリングや出張料理		●
週2回以上発行される定期購読 の新聞	○	
週2回以上発行される新聞の駅や コンビニでの購入		●
インターネットで配信される 電子版の新聞		●

国税庁はこれまでも4回以上の改訂を実施。それほど区別が複雑

※「基礎欄」「応用欄」は産経新聞が分類(国税庁HP、国会答弁などを基に作成)